

## 再チャレ 2 期 第 1 回

### 時系列

- ① H6.6.1 A が引き継ぐ
- ② H26.4.1 YZ 間：金銭消費貸借
- ③ H27.4.1 Y：不履行
- ④ H27.4.7 XY 間：代理権授与行為
- ⑤ H27.4.10 AY 間：代物弁済の申し出
- ⑥ H27.4.14 AY 間：代物弁済契約
- ⑦ H27.4.20 A→Y：移転登記
- ⑧ H27.6.1 YZ 間：売買契約
- ⑨ H27.6.3 Y→Z：移転登記
- ⑩ H27.7.1 X が気づく
- ⑪ H28.6.1 訴訟提起

### 抵当権設定契約の要件

- ① 所有権
- ② 被担保債権の存在
- ③ 抵当権設定契約の存在

Q.書面である必要があるか??

A.なさそう（コンメンタールの書き振り）

### 代物弁済契約（482 条）

契約自体は諾成（「旨の契約をした」）

今回だと…

- ・ 1 億円の金銭の返還に代えて甲土地を引き渡す契約
- ・ X のために＝顕明
- ・ 先立つ授与表示はなし

★要件事実を押さえた上で図を書いて、事案分析する。

~~~~~

・訴訟提起

訴訟物：X→Y：所有権に基づく返還請求権としての土地明渡請求権

請求原因：①Xが甲を所有している（4月14日まで）

②Y占有

裁判官的な視点に立てば、平成27年4月14日時点でX所有・Y占有

Yは反論として～を原因にXの**所有権が喪失した**と主張する⇒これが言えればXが負ける

=所有権喪失の抗弁

a)有権代理：無理

①代理行為⇒あり

② 顕明⇒あり

③ 代理権に先立つ代理権授与行為⇒なし

cf.所有権の移転時期（176条）

b)表見代理

109条1項⇒今回も1番に検討する（主張立証責任が楽）

① 本人が（～に対して△△についての）代理権授与の表示

（→甲がAに対して甲土地抵当権設定／甲土地に関する一切の事項）

あくまで表示の有無は総合的に考慮した結果

② その表示の範囲内の行為

109条2項

① 本人が代理権授与の表示

② その表示の範囲内の行為

③ 代理権を信すべき正当な理由

110条

① 基本代理権の存在

② 代理権の範囲外の行為であること

③ 代理権の範囲内の行為であると信ずるにつき正当な理由があること

★分析方法

白紙委任状をAに使わせる目的で交付している⇒109条の話

実際に表示している⇒110条の話

百選 27

代理権授与の表示→誰に対して代理権を授与したかの表示

転々流通型：代理人が誰でも良いと考えて委任状を交付している

=誰に対しても本人は責任を負って然るべき

非転々流通型：代理人はこの人にだけ代理権を授与する意思で委任状を交付している

=その人以外の場合は責任を負わないだろう

→代理権の授与の外観なし（松井先生）

白紙委任状の種類

転々予定型

① 受任者濫用（濫用ではないけど??）→99条1項

② 委任事項濫用→109条（or110条）

非転々予定型

① 委任事項だけ濫用型→109条 or110条

② 受任者濫用型→109条

③ 受任者・委任事項濫用型→109条にすらならない（百選 27）

★白紙委任出したから誰が使ってもどの範囲までもとは言えない

～まとめ～

X—Y—Z

Xの帰責性大→Zの保護の必要性高い

Xの帰責性低→Zの保護の必要性低い

109条1項：やる気ないのにやった＝帰責性大

\*Zに有利：善意無過失を主張しなくて良い

110条：範囲外

\*Zに不利：善意無過失を主張しないとイケない

★基本代理権があると110条に飛びつくのはまずい

→これからは気をつけておく